

< 参 考 资 料 >

地域生活支援事業の実施事例

メニュー	実施自治体	概要
1. ボランティアを活用した移動支援の取組み	広島県 広島市	事業者(有資格者)が実施する移動支援事業に加えて、利用者とペア登録したボランティアが対応する社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を設け、利用者の選択の幅を広げている。
2. 利用目的に応じて効率的に移動支援事業を実施した取組み	神奈川県 川崎市	利用者の障害像に応じて利用要件やサービス提供者の資格要件を緩和し、外出目的に応じた利用区分や独自の負担割合を設定している。
3. 施設利用者家族会が中心となったNPOの送迎事業	兵庫県 神戸市	施設利用者家族会が中心となり、施設公用車を使い、運転手のみをタクシー会社から派遣してもらう委託契約により、施設への送迎を実施している。
4. 高齢者等と協働した移動支援事業効率化の取組み	千葉県 印西市	障害者数が限られており、単独施策として効率的な展開が難しいため、企画部局が実施している循環バスや高齢者介護部局が実施している移送サービス事業に相乗りして移動支援を行っている。
5. 地域活動支援センターへの移行の取組み	神奈川県 川崎市	作業所が新体系事業へ移行するステップとして、地域活動支援センターを活用することを想定し、個別給付への移行や就労移行への取組みのインセンティブをつけるため、センター単価に加算の枠組みを設けている。
6. 県と市町村の協調による請求事務の共通化	神奈川県	サービスの利用が一市町村内で完結しないこと、市町村個別の対応では負担が多いことを背景に、県と市町村が協調して請求事務の共通化や地域生活支援事業に関する情報収集・市町村へのフィードバックを行っている。
7. 市町協働の事業設計と事務処理の標準化	広島県 東広島市	市町ごとの独自性を生かしつつも、必要になればいつでもどこでもサービスが利用できる環境を維持するために、また事業者・市町担当者の事務処理等を煩雑にしないために、県内市町が協働で地域生活支援事業への移行を進めた。
8. 総合的な相談支援体制構築にむけた取組み	埼玉県 東松山市	3 障害の相談支援事業を統合し、年中無休 24 時間の相談体制を設置している。
9. 日中一時支援事業の取組み	千葉県 印西市	学校廃校跡地で、地域の集会所や教育研修施設とともに、障害児放課後対策事業を展開している。特別支援学校の送迎バス等のルートにあって保護者の送迎負担の軽減が図られていること、夕方や長期休暇も柔軟に対応できることで利用が延びている。
10. 知的障害をもつ人の地域生活の拠点「ぷらっと」	奈良県上牧町社会福祉協議会	知的障害を持つ人が自分らしく生活するための支援とレスパイトを目的として、社協の単独事業として地域生活拠点を設置した。障害者のニーズにそって、定期的な交流の場から、喫茶店運営による一般就労と作業所の中間的な場へ、地域との接点の場へとその役割を拡大している。
11. 地域が一体となって進める障害者総合相談の取組み	長崎県大村市社会福祉協議会	地域の多様なニーズに応えられるよう、総合的に相談から調整までのワンストップサービスを実現するとともに、それを補完する形で地域と連携した見守りネットワークやボランティア等と協力したサービス開発を行っている。

1. ボランティアを活用した移動支援の取組み（広島県広島市）

■支援費制度以前の移動支援ボランティア

広島市では、従来、「車いす等ガイドヘルパー派遣事業」「盲人ガイドヘルパー派遣事業」「知的障害者社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を実施していた。

この担い手は、利用者から推薦を受けた登録ボランティアで、年数回の研修を受講することでその質を担保していた。登録ボランティアは、福祉に理解と熱意を有する者で、利用者とはペア登録で活動することから、利用者との円滑な人間関係のもとでニーズに柔軟に対応できるという利点があった。

■支援費制度導入後の移動支援ボランティア

平成 15 年 4 月の支援費制度における「移動介護」の導入に伴い、市は、これらのガイドヘルパー派遣事業を統合し、支援費制度に移行させることも含めて検討した。

しかし、利用者から、「従来の事業は、なじみのヘルパーを指名でき、時間等にも柔軟に対応してもらえるので使いやすい。継続してほしい」との声があったため、広島市社会福祉協議会に委託して市単独で「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を継続することとなった。

利用者負担の面から見ると、市単独のガイドヘルパー派遣事業はもともと利用者負担がない一方、支援費の移動介護の利用者負担は大半の利用者が低所得のため、ほとんど差はなかった。

■地域生活支援事業における事業の一本化

今般の障害者自立支援法の施行に伴い、支援費制度の「移動介護」と「広島市障害者（児）

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」の二事業は、事業目的が重複していることから、効果的・効率的な運営を目指して、両事業とも地域生活支援事業の移動支援事業に位置づけた。

これに伴い、二事業の担い手や運営形態の大枠に変化はないが、ガイドヘルパー派遣事業の対象者は、移動支援にあわせて精神障害者（児）まで拡大された。

また、利用できる時間は、従来の車いす等・視覚障害ガイドヘルパー派遣事業の上限時間を引き継ぎ、二事業あわせて 80 時間/月と設定されている。これは、4 時間の外出を月 20 回することを想定したものである。

ガイドヘルパー派遣事業は、従来と同様、社協に委託している。委託料は、年間のサービス利用見込み＋ヘルパーの交通費＋利用申し込みを受け付け管理する人件費（臨時職員等）＋ガイドヘルパー研修費用に基づき算定している。（18 年度実績：7900 万円/年）

■ガイドヘルパー派遣事業の課題

ガイドヘルパー派遣事業は、利用者とはペア登録したボランティアが柔軟に対応できる利点があるが、ヘルパーは有資格者ではない。

このため、年数回ガイドヘルパー向けの研修会を開催し、事業目的やヘルパーの役割を十分周知するとともに、実技講習も行って質の担保に努めている。

ガイドヘルパー派遣事業は「移動支援」に比べて単価が安い。このため、利用者のニーズに応じて専門性の高いビジネスとしての「移動支援」と、気心の知れたボランティアによるガイドヘルパー派遣事業を自由に使い分けることができれば、利用者にとっても財政負担する市にとってもメリットは大きい。

なお、当面、サービス提供は一つ一つで、複数

は想定していない。その理由は、単価設定がしにくいこと、複数利用者を対象に均等にサービス提供できるのか、複数でも対応できるケースかどうか見極めることができるのか、危惧があるためである。また、車両型については今後の検討課題としている。

図表 1 移動支援事業の概要

	移動支援事業	社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○全身性障害者（児） ○視覚障害者（児） ○知的障害者（児） ○精神障害者（児） ※ただし、重度訪問介護の対象者は原則、重度訪問介護を利用。	<ul style="list-style-type: none"> ○全身性障害者（児） ○視覚障害者（児） ○知的障害者（児） ○精神障害者（児）（精神保健福祉手帳 2,3 級については、医師意見書により外出時の介護の必要性が認められた者）
サービス費用	<ul style="list-style-type: none"> ○1 時間あたり 1500 円 ○行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）については、1 時間あたり 2800 円 	<ul style="list-style-type: none"> ○付き添い 1 時間あたり 700 円 ○付き添いに係る交通費 1 回あたり 2000 円限度（2000 円を超える部分は利用者が負担）
利用できる時間	月 80 時間が上限（2 事業あわせて）	
利用手続き	○受給者証の交付を受け事業者と契約。	○付き添いをお願いできるヘルパーを推薦（同居家族、3 親等内親族は不可。年 1 回社協の研修を受講）して、利用者・ヘルパーがペアで登録。
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護世帯、市民税非課税世帯：0 円 ○市民税所得割 4 万円未満：1 割負担（1 時間あたり 150 円又は 280 円）で、月額上限 1500 円 ○市民税所得割 4 万円以上：1 割負担（1 時間あたり 150 円又は 280 円）で、月額上限 18 年度 3100 円、19 年度 6200 円、20 年度 9300 円。 	○0 円
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等公的機関、医療機関当への社会生活上必要な外出 ○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出 ○通学・通所の支援については、障害児の保護者が入院した場合など一時的な場合に加え、障害児の保護者が就労する場合などについて、手続きをしたうえで利用可。 ×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等公的機関、医療機関当への社会生活上必要な外出 ○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出 ×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ×通学等の通年かつ長期にわたる外出 ×社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

2. 利用目的に応じて効率的に移動支援事業を実施した取組み（神奈川県川崎市）

■移動支援事業の概要

川崎市における移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としている。

また、移動支援事業を柔軟かつ効率的に運用する観点から、介護給付における利用条件等の緩和を図りつつ、報酬単価と利用者負担についても趣旨に沿ったものに改めることとする。

利用対象者は、重度の視覚障害児者、車イス常用身体障害者、知的障害児者、精神障害者であって、障害程度区分1以上の者を対象とし、障害児は、障害程度区分は問わないこととした。

対象となる外出は、①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物（本人同伴）、冠婚葬祭、通院等）と②余暇活動等社会参加のための外出（外食、レジャー・レクリエーション、映画鑑賞・観劇等）である。

■移動支援事業の再編に当たって

移動支援事業の再編に当たっては、利用者の障害像に応じて利用要件やサービス提供者の資格要件を緩和し、外出目的に応じた利用区分や独自の負担割合を設定した。

具体的には、重度者の移動支援は、重度訪問介護・行動援護（介護給付）の利用を想定し、有資格者によってサービスの質を担保するとともに、厳格な利用要件を設けて利用者の安全の確保を企図した。

一方、中・軽度者の移動支援は、民間事業者とともにNPOやボランティアの育成と活用を図る市民協働の事業と位置づけ、①支給（利

用）上限は設けない、②1日間の市独自研修受講者によるサービス提供が可能、③介護を実施したときは、実績に応じて加算という方針のもとに、利用目的に応じた2類型を設けた。

すなわち、社会生活上必要な外出については「移動支援」、余暇活動等社会参加のための外出については「ふれあいガイド」で対応することとしている。

■利用ニーズに応じたサービスの新設

移動支援の基本的な事業に加え、以前からニーズの大きかった通所・通学支援、見守り支援について、サービスを新設した。

通所・通学支援は、地域生活支援事業の創設により本格的にサービス化し、移動支援事業の枠組みを活用して、応諾義務を貸さない形での柔軟な運用に配慮した。また、利用者負担は、保護者の疾病により送迎できない場合は10%、就労等により送迎できない場合は50%としている。

また、見守り支援は、ふれあいガイドと同様の枠組みを活用し、学校や通所施設等の終了後、保護者等の帰宅までの隙間サービスとして位置づけるとともに、対象者として非該当となった精神障害者等も視野に入れ、障害程度区分は問わないこととした。

図表 1 「移動支援」と「ふれあいガイド」の内容

	移動支援	ふれあいガイド
外出目的	社会生活上必要な外出	余暇活動等社会参加のための外出
応諾義務	あり（個別支援のみ）	なし
報酬単価	個別給付（家事援助）の単価は保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体報酬：150 単位／時間 →4 時間超まで設定 ・ 介護加算：100 単位／時間 →2 時間まで 	ボランティア報償相当額の単価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体報酬：100 単位／時間 →7 時間超まで設定 ・ 介護加算：70 単位／時間 →2 時間まで ・ 時間帯加算：50～125 単位／時間 →重度訪問介護の移動加算の 1/2
利用者負担	3%（50～80 円程度）	8%（130～190 円程度）

3. 施設利用者家族会が中心となった NPO の送迎事業 (兵庫県神戸市)

■通所更生施設における送迎ニーズへの対応

知的障害者通所更生施設 自立センターひょうご (神戸市聖隷福祉事業団が運営。以下、「センター」という) には、現在、69 名の利用者が神戸市全域から通所している。そのうち、自力通所できる利用者は全体の 16% (11 人) で、大半の利用者は家族の付き添いやガイドヘルプ事業を利用している。

障害の重度化に伴い、自力通所ができない利用者が増える中で、家族が病気や事故等で支援できなくなると、利用者もすぐに通所が途絶えてしまう状態に陥り、地域生活の継続が困難になるという状況が見られた。

こうした状況を回避するために、センターは 1998 年から、職員のボランティアによる送迎事業を実施した。しかし、通常業務に加えて送迎の運転、添乗を行うことは、安全で十分な量のサービスを確保するには限界があり、職員にも負担を強いるものであった。そこで、運転は 2000 年から専門のタクシー会社に委託することとし、添乗も 2003 年から有償ボランティアで対応することとした。

■利用者家族を中心とした「在宅生活を考える会」立ち上げ

送迎事業以外にも、センターでは、利用者の地域生活を支えるために、必要に応じてタイムケア事業やナイトケア事業等を創出していった。しかし、そのような中で利用者・家族がセンター職員に依存してしまい、通常業務以外の職員の負担感が蓄積し、日中の支援者の配置が減るといった弊害が出てきた。また、職員の異動により事業の継続が困難になるおそれもあったため、これらの事業については将来的に NPO 法人格を取得し、継続し、拡大していく必

要があると感じて、2002 年、利用者家族を中心として「在宅生活を考える会」を立ち上げた。

■サービスの社会化の流れ

「ないサービスは作り出す」「まずは実践、後追いで制度はついてくる」と利用者ニーズを最優先し、センター職員が中核となって創出してきたさまざまな横だしサービスは、支援費制度の導入や障害者自立支援法の体系の中で、次第に明確なサービスとして位置づけられ、サービス基盤整備が進んできた。

その中で、「当事者主体」の流れが生まれ、現在では、「在宅生活を考える会」が中心となって、広く市民に実情を伝え寄付による財政的支援を求める趣意書づくりや、各種財団への助成金申請の書類作成、地域生活支援サービスにかかるパンフレット作成や、タクシー業者や行政を巻き込んだ公的サービス転用への働きかけ等、社会への働きかけを行うプロセスに当事者が関わるエンパワメントが進んでいる。

また、「抱え込まない」「使えるものは使う」という事業展開方針のもとで、送迎事業については、運転業務・車両の管理業務はタクシー業者に委託しながら、車両そのものは施設所有のものを使うことで低コスト化を実現するといった効率的で柔軟な運用が生み出されている。

現在、この送迎事業は「在宅生活を考える会」の自主事業であるが、会では、今後、本事業の費用対効果を分析し、「ガイドヘルプの弾力的な運用として、マンツーマン利用が基本のガイドヘルパーを 10 人乗りの送迎車両に添乗することにより、運転手とガイドヘルパー 2 人の人件費で 8 人の利用者の送迎が可能になる」というような具体的な提案をしていきたいと考えている。

図表 1 「在宅サービスを考える会」の送迎サービスの概要

	サービス内容	利用料
定期	<ul style="list-style-type: none"> ○センター公用車による送迎（10人定員） ○朝・夕2回。火・木曜は東コース、水・金曜は西コース ○運転：委託先のタクシー会社ドライバー。 ○添乗：1名（ボランティアまたはセンター職員） 	○片道1回 800円
臨時	<ul style="list-style-type: none"> ○委託先のタクシー会社車両による送迎 ○利用者・家族から要請があったとき随時（登録制） ○利用初回のみセンターが調整し、次回以降はタクシー会社に直接依頼。 	○1回 2410円（ただし、遠方は別途個別金額を設定）。同乗者がいる場合は人数割り。

4. 高齢者等と協働した移動支援事業効率化の取組み（千葉県印西市）

■地域生活支援事業の移動支援事業の概要

印西市の地域生活支援事業における移動支援事業の概要は、移動支援事業と視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の2種類があり、その概要は図表1のとおりである。

移動支援事業の範囲としては、宿泊を除けば、社会生活上必要不可欠なもの、余暇活動いずれも認めているが、通勤・通学、通年を要するものについては認めていない。

①移動支援事業

移動支援事業の利用者は、月20人程度で、その内容は、主に土日に映画を観て食事して帰ってくる、プールに通うといった使い方である。後述する、ふれあいバスや外出支援サービスが公共サービスの申請等をカバーしており、移動支援事業は余暇活動という棲み分けが行われている。余暇活動を家族でなくヘルパーが支援することで、社会勉強となる要素も大きい。

利用料は原則1割負担である。

利用時間は、1日8時間以内で、1月あたりの上限は決めていない。上限については、支援費当時から、財政的に特に問題がなかったため、設けていない。現在、一番利用している利用者で、30時間/月の利用があるが、平均は8～15時間/月である。

②視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は、これまで市の単独事業として実施してきたもので、今回地域生活支援事業の創設に伴い、制度に組み込んで継続することとした。

これまでの経緯もあり利用料は無料である。

ガイドヘルパーの養成は今のところ県又は民間の講習会に委ねている。

■他課所管の移動関連サービスの活用

印西市には、地域生活支援事業の移動支援事業以外の障害者の移動支援に関する施策として、企画財政部企画政策課所管の「ふれあいバス」と、健康福祉部 介護福祉課所管の「外出支援サービス」がある。

印西市では、障害者の人数が限られており、単独施策としては効率的な展開が望めないため、他の所管課の事業に抱き合わせる形で効率的・効果的な事業展開を行っている。

①ふれあいバスの利用料無料化

「ふれあいバス」は、市内4ルート（東・中・西・南）を月～土曜日（運休日：日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日）に運行する循環バスである。これは、平成10年に始まった事業で、通常の利用には均一料金100円/回がかかる。

平成15年2月にふれあいバス検討委員会から、障害者手帳を持っている人は利用料を無料にしてはどうかという提言があったため、印西市と委託会社が協定を結び、平成15年8月から障害者の利用料無料が実現した。

1日平均300人の利用者のうち、障害者の利用は10人で、主な利用目的は、主に市内地域活動支援センターへの通所、市役所への手続き等である。

③外出支援サービスへの相乗り

「外出支援サービス」は、市内に居住し住所を有する、介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な人に、移送サービスを提供するサービスで、対象者は、65歳以上の要介護認定者、身体障害者手帳所持者、その他、前者と同等と判断された人である。

移送できる場所は、医療機関、市役所など市の施設、在宅福祉サービスを提供する施設、その他、市が必要と認めた場所で、範囲は印西市内と近隣市町村で片道概ね20km以内である。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（土日・祝日・12月29日から1月3日は除く）で、一人週1回までの利用とされている。

利用者負担は以下のとおりである。

- ・基本料金：1回1,000円（2時間まで）
- ・迎車料金：1回500円
- ・超過料金：30分ごと400円（30分未満は切り上げ）

・運行料金…1kmあたり30円

※支払は降車時に直接運転手へ。

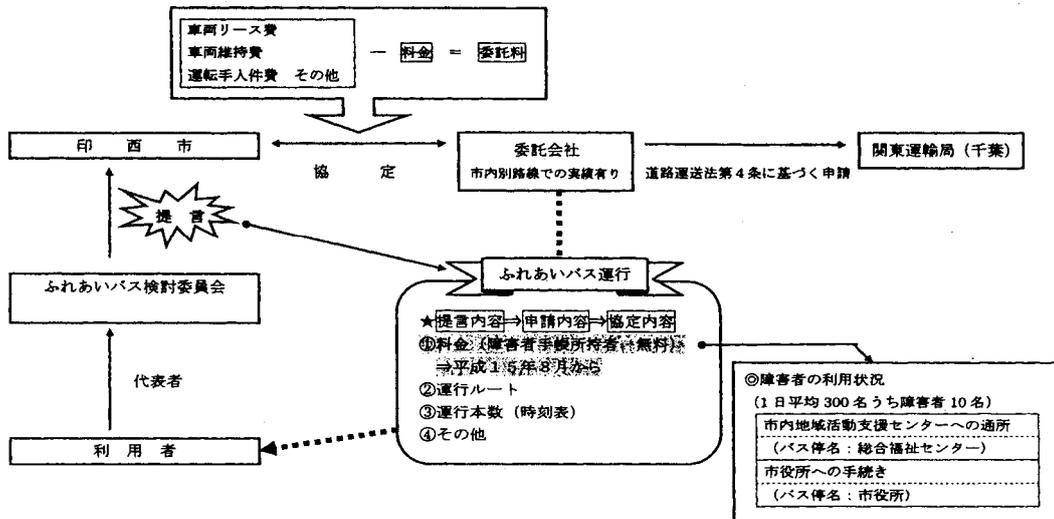
利用の登録者は80人（うち障害者9人）で、実際の利用は月20人、ほとんどが高齢者の病院への送迎である。車両は、車椅子用軽ワゴン1台、軽自動車3台（うち1台は回転シートつき）で、運転者25人である。

委託事業者への委託料は、車両リース費、車両維持費、運転手人件費から利用者負担額を引いた額を精算する方式をとっている。

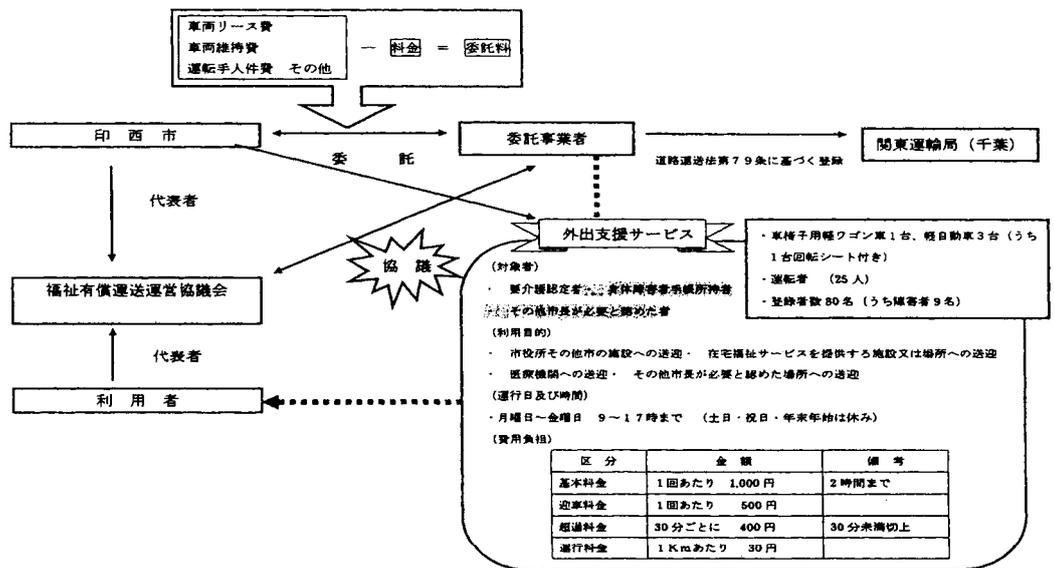
図表1 地域生活支援事業における移動支援事業の概要

	目的	事業内容	対象者	利用時間等	自己負担額
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出支援及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。	障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者。	原則1日あたり8時間以内（宿泊不可）	原則1割負担。基準としては以下のとおり 30分未満：230円 30分～1時間：400円 1～1.5時間：580円 1.5～2時間：650円 2～2.5時間：730円 2.5～3時間：800円 3時間以上：870円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70円を加算。
ヘルパー派遣事業 視覚障害者ガイド	外出及び社会参加が困難な視覚障害者に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより視覚障害者の社会参加等を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	公的機関又は医療機関に赴く等社会生活上外出が必要なときなど。	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚の障害を有する者。		無料。

図表2 ふれあいバス事業の仕組み



図表3 外出支援サービス事業の仕組み



5. 地域活動支援センターへの移行の取組み（神奈川県川崎市）

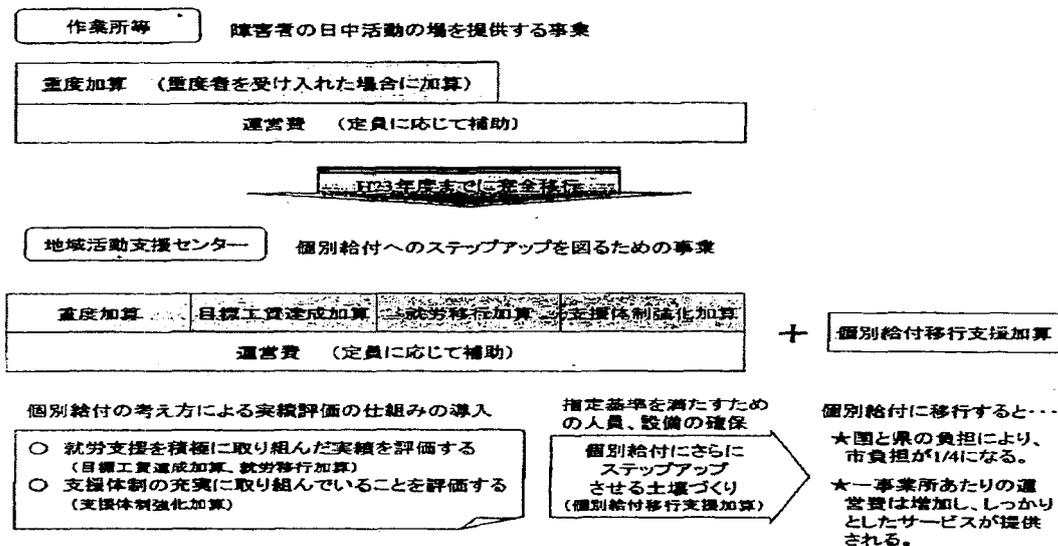
■地域活動支援センター移行への視点

川崎市内の地域活動支援センターへの移行対象候補としては、小規模作業所（小規模通所授産含む）が56ヶ所、精神障害者地域生活支援センターが1ヶ所ある。

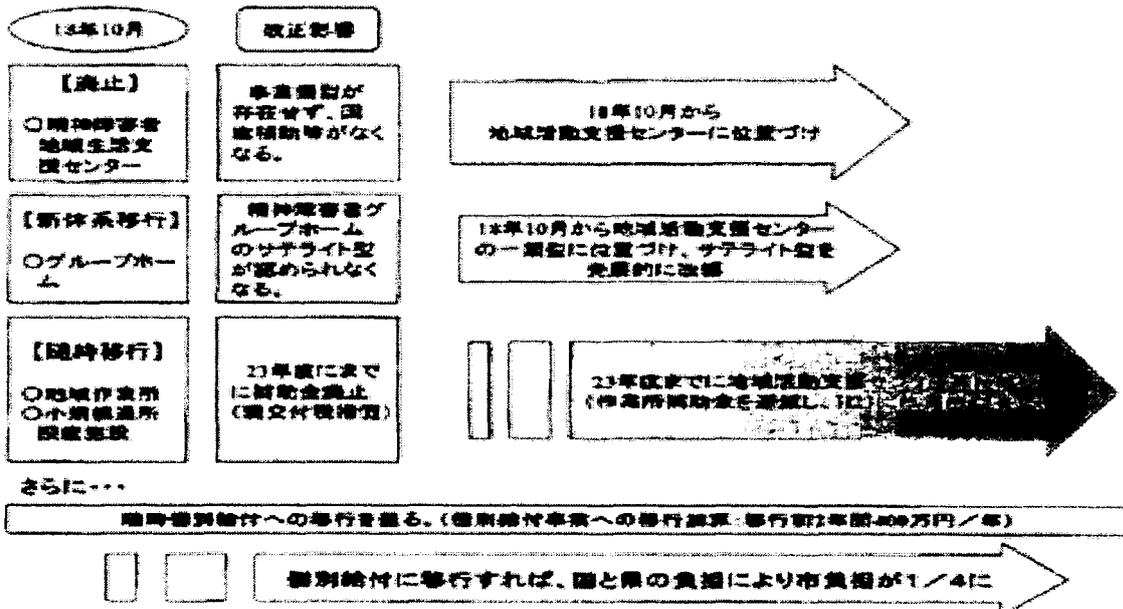
平成23年度で作業所の補助金（交付税措置）

が廃止されるという全国的な動向もふまえ、市は、力量がある小規模作業所にはできるだけ個別給付に移行してもらいたいと考えており、作業所も規模や職員体制、ノウハウがあれば個別給付に移行したいとの意向があるので、移行のステップとして地域活動支援センターを活用してもらおうと計画している。

図表2 地域活動支援センター移行への視点



図表3 地域活動支援センター移行スケジュール



■想定する類型と報酬単価

センターの類型は、流動的な利用者数ではなく職員配置基準に着目して設定し、定員については実利用人員の8割で評価した。

報酬単価は、現行の作業所補助額を踏襲しながら実利用人員による実績評価の仕組みを導入して設定した。

また、必ず個別給付に移行することを条件に、2年間は個別給付移行支援加算 400万円を支給し、作業所の人員体制確保を支援することとした。

そのほか、神奈川県は障害者就労率が非常に低いということもふまえ、就労移行を促進するため、1人でも一般就労に移行（6ヶ月以上離

職していないこと）させた場合には就労移行加算として翌年度 200万円を支給することとした。

このような加算を設けたことで、利用者が1人減ってC型からD型になっても、その分の減額はさまざまな加算でフォローし、1年待てば養護学校卒業生を受け入れてC型に復帰するといった柔軟な対応が可能となる。

市の試算によれば、今回の単価設定であれば、作業所にとって、従来から収入が減ることはなく、むしろ収入増となるため、移行へのインセンティブは働く見込みである。

なお、移行後のセンターの利用者負担は、実費（食費等）のみであり、現在作業所で徴収しているのと同程度となる予定である。

図表 4 地域活動支援センターの類型

類型	定員	職員配置基準	事業内容	基準額
A型	20人以上	3名(うち常勤2名) ※常勤1名は有国家資格者*	相談支援事業を委託しながら専門的相談・生活支援にあたるとともに、社会参加を促進する活動等を行う。	1,600万円
B型	15人以上	3名(うち常勤1名)	職業訓練、社会適応訓練、就労移行支援等を行う。	1,250万円
C型	10人以上	2名(うち常勤1名)	創作的活動や社会との交流を促進する活動を行う。	1,050万円
D型	1人以上	1名(常勤)	日中活動の場を提供しつつ、相談支援や生活支援を適宜行う。	950万円
E型	1人以上	1名(兼務可)	グループホーム等の本体事業の空きスペース等において、相談支援、食事提供等を行う。	3人以上: 300万円 2人以上: 200万円 1人以上: 100万円

*有国家資格者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。

図表 5 地域活動支援センターに対する加算措置

<p>○ 目標工賃達成加算 100万円 平均工賃月額15,000円(最低賃金の1/6程度)を達成した場合、翌年度基準額に加算する。</p>
<p>○ 就労移行加算 200万円 一般就労に移行(6ヶ月以上離職していないこと)させた場合、翌年度基準額に加算する。</p>
<p>○ 重度障害者支援加算 10万円 重度の障害者(身体・精神手帳1・2級または療育手帳A1・A2)を受け入れた場合、基準額に加算する。</p>
<p>○ 支援体制強化加算① 100万円 サービス管理責任者を配置した場合、基準額に加算する。</p>
<p>○ 支援体制強化加算② 100万円 職員配置基準を超えて*有国家資格者を配置した場合、基準額に加算する。</p>
<p>○ 個別給付移行支援加算 400万円 個別給付事業に移行する場合、移行前2年間、基準額に加算する。(E型は対象外)</p>

*有国家資格者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。

6. 県と市町村の協調による請求事務の共通化（神奈川県）

■移動支援等地域生活支援事業への円滑な移行支援

平成18年9月まで個別給付の対象で10月から地域生活支援事業に移行した、移動支援、経過のデイサービス、日中一時支援事業は、神奈川県内の支援費の支給決定者数のうちで大きな割合を占めていた。特に、移動支援の支給決定者数は、訪問系サービスの中でも多かった。（全体の約6割が利用）

これらの事業について、地域生活支援事業が始まった後、事業者が個別の市町村とそれぞれ委託契約等を締結しなければならなくなったことから、手続きが煩雑となり、これまでは、県等が指定した事業者であれば利用者が居住する市町村以外の事業者であってもを自由に選択できていたにもかかわらず、地域生活支援事業に移行したために、選択できる事業者が限られるようになることが懸念された。

この結果、これまで支援費制度の下で着実に整備してきた資源が失われる可能性があったため、報酬の請求事務や事業者の登録手続き等について共通化を図ること等、地域生活支援事業の実施について、一定の共通方針を示し、サービス水準の確保を図ることとした。

■具体的な支援内容

具体的には、地域生活支援事業の報酬支払いについて、県国保連合会に市町村がそれぞれ委託するとともに、そのために必要な事業所番号や請求サービスコード等の共通化を図った。

地域生活支援事業に係る事業所の登録について、政令指定都市、中核市内の事業所は、これまでのノウハウの蓄積を生かし、各市が個別に事業所登録を実施する一方、それ以外の市町村に所在する事業所は、事務負担やスケールメ

リットを考慮し、各市町村からの報告に基づき県が事業者登録を行った。

事業所登録に当たっては、全県を対象に県が事業所番号付番ルールを定め（図表1参照）、1事業所が1番号で複数市町村と委託契約を結ぶことが可能となり、市町村にとっても事業所にとっても複数番号の管理という事務負担を回避できている。

また、受給者番号についても、市町村で付番するにあたりが、介護給付費等と地域生活支援事業の利用者負担額に総合上限を設ける場合は、1人に1つの共通の番号として上限管理が円滑に進められるようにした。

さらに、県が、市町村にどのような種類の地域生活支援事業を想定しているか聞き取り、標準的なサービスパターンを洗い出してコード例を提示した。これを参考に、市町村は、それぞれの事業内容に合わせて、請求サービスコードや単価を設定している。

【サービスパターン洗い出し例（移動支援）】

- 個別支援型/グループ支援型/送迎型/その他
- 利用目的：必要不可欠/余暇活動
- 身体介護の有無 …等

なお、国保連への支払いは、システム開発、運用経費とも市町村が按分して負担しており、県も県が担当する事業所登録部分について応分の負担をしている。

■共通化の取組みの効果

これらの共通方針を示すことは、県にとって直接メリットのある業務ではない。

しかし、市町村規模によってノウハウや事務処理体制が異なる中で、県からの伝達情報のみでは、すべての市町村が円滑に移行できる状況

にはなかった。

また、神奈川県各市町村は、指定都市2市、中核市2市がある一方で、小規模市町村も多く、県内どの市町村でも同じルールで今までどおり社会資源を活用することを目指すことは、県全体の仕組みを維持するうえで重要なことであり、市町村からも共通化のニーズは強い。

なお、県が調整的な役割を發揮する上で、各市町村の協力は不可欠であり、特に神奈川県では、県と指定都市、中核市を中心としたプロジェクト体制が整備されていることが特徴的である。

■今後の展開

今後は、各市町村が実施している地域生活支

援事業の情報を集めて、各市町村の工夫やノウハウを情報提供していきたいと県は考えている。

また、現在行われている移動支援のパターンや、特定市町村がニーズに着目して展開しているサービス、各市町村のサービス提供状況の統計データ等を整理し、県として、地域生活支援事業の標準的なモデル例を検討していくことや、地域生活支援事業の事業者の指導方法についても今後の課題となっている。

地域生活支援事業に限らず、障害者自立支援法の施行の中で、県は予算執行だけの役割になりがちだが、市町村間の格差を是正し、県内どの市町村においても効果的・効率的に事業展開ができるよう側面的支援することは、都道府県の重要な役割であると認識している。

図表 1 地域生活支援事業における事業所番号付番ルール

